

## 基幹統計調査の承認の状況

(平成22年7月分)

平成22年8月20日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
工業統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 調査対象範囲の変更(注2) 平成22年から全数調査を廃止し、調査対象事業所を従業者4人以上の事業所のみに変更。 調査事項の変更 有形固定資産の内訳等の削除。 調査方法の変更 政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を追加。	H22.7.16
特定サービス産業実態調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ・政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を追加。	H22.7.29

(注1) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。

(注2) 工業統計調査の調査対象範囲の変更等は、平成21年3月9日の統計委員会において既に報告がなされ了解されていることから、軽微として扱われたものである。(同日の統計委員会資料6「経済センサスに関する統計委員会の要請に対する政府の検討結果」の別紙を参照。)